

令和4年第6回農業委員会議事録

令和4年6月27日

下妻市農業委員会

## 令和4年第6回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年6月27日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

### 3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について

第7号 現況証明書の交付決定について

第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について

第9号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動点検評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について

第10号 令和4年度全国農業新聞普及推進実施計画について

### 4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

### 出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

### 出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主幹 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第6回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は11番 栗原三郎君、12番 飯岡勝美君の両名を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

議案第2号処理番号1号につきましては、申請人の都合により取下げとなっております。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、11件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鬼怒地内、2筆、田、合計1,952㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が5月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、原地内、6筆、田畑、合計6,191㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が5月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、唐崎、見田及び宗道地内、5筆、田畑、合計4,142㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が5月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、唐崎地内、田、851㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が5月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、宗道地内、田、148㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、原地内、2筆、畑、合計1,394㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、五箇地内、畑、1,249㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、半谷及び大木地内、8筆、田畑、合計6,365㎡、申請理由は、農地の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、長塚地内、4筆、登記、田、現況、田畑、合計1,874㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願います。処理番号10号と11号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

処理番号10号、申請地、大木地内、畑、1,247㎡、及び処理番号11号、申請地、半谷地内、2筆、田畑、合計1,490㎡につきましては、農地を集約し、耕作しやすくするための相互交換であり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：柴崎委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻市役所千代川庁舎から北西へ約600mにあり、水稻の作付けがされてきました。6月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人に会社訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：小島委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、宗道駅から南へ約800m圏内にあり、水稻及び野菜の作付けがされてきました。6月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問に

て行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：杉田委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、千代川カントリーエレベーターから南へ約750m圏内にあり、水稻及び野菜の作付けがされていました。6月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：杉田委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、千代川カントリーエレベーターから南東へ約800mにあり、水稻の作付けがされていました。6月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：小島委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、千代川カントリーエレベーターから東へ約250mにあり、水稻の作付けがされていました。6月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：小島委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、宗道駅から南西へ約1kmにあり、水稻の作付けがされていました。6月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：中島委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約1.5kmにあり、竹が伐採されていました。6月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェ

ックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：栗島委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から東へ約1.3km圏内にあり、畑については麦の刈取り後、及びキャベツが作付けされていました。田については、水稻の作付けがされていました。6月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号：稲川委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、下妻中学校から南へ約650mにあり、1筆はれんこんが作付けされ、収穫後の状態でした。その他の申請地は休耕で雑草が繁茂していました。6月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号10号：栗島委員

議案第1号 処理番号10号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり 下妻梨第1選果場から南東へ約1kmにあり、キャベツの作付けがされていました。6月25日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号11号：栗島委員

議案第1号 処理番号11号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり 下妻梨第1選果場から南西へ約750mにあり、水稻の作付けがされていました。6月25日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

6ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、2筆、田、合計2,605㎡、申請理由は、田畑転換による埋立てを行うため、一時転用するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、袋畑地内、3筆、畑、合計2,054㎡、申請理由は、販売用植木の栽培に伴い、段差解消のための盛土をしたく、一時転用するものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、新堀地内、2筆、登記、畑、現況、宅地、合計150㎡、申請理由は、昭和63年頃より、隣接する既存住宅の敷地として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

7ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、横根地内、登記、田、現況、畑、500㎡、申請理由は、既存の農機具置場が手狭であるため、申請地に農業用倉庫を建築するものでございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、大木地内、登記、畑、現況、宅地、26㎡、申請理由は、平成11年頃より、既存住宅の敷地として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、坂本新田地内、2筆、田、合計996㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、1ページ、2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、田畑転換のための埋立てであり、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。

なお、瓦チップ及び碎石による埋立て後は、表土として堆肥と混合させた培養土を敷均し、畑として利用するものでございます。

参考資料は、3ページ、4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、段差解消のための盛土であり、一時的な利用でその必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。土砂運搬に伴う下妻市の道路一時使用許可を受けております。

参考資料は、5ページ、6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

議案書は7ページ、参考資料は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴い、下妻市の道路工事施工承認が申請済みとなっております。



よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：柴崎委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約900mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、瓦チップ及び碎石による埋立のため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：京空委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約600mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建設発生土による盛土のため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：木村委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南西へ約1kmにあり、すでに宅地の一部として利用されており、その内容は始末書で確認しました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅の敷地拡張のため、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号：白井委員

議案第3号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、東部中学校から東へ約800mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号5号：栗島委員

議案第3号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり農機具修理研修センターから北東へ約700mにあり、すでに宅地の一部として利用されており、その内容は始末書で確認しました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅の敷地拡張のため、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：森委員

議案第3号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻支店から南東へ約250mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

議長（会長 中山基君）

はい、齋藤委員。

齋藤委員

処理番号1号についてお尋ねします。知識不足なので教えていただきたいところがあります。瓦チップ及び砕石で埋めて、それから畑にするとのことですが、今までこのような案件は出た記憶が私はないのですが、それについて教えていただきたいことがいくつかあります。それは、盛土条例には関係なくできることなのかというのが1点と、また、瓦チップ及び砕石が産廃物、または、一般廃棄物、また、その他にあたるのであれば、どれにあたるのかということもお聞かせ願いたいのと、また、埋め立てする品物において、量的なものとか、質を確認してあるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

議長（会長 中山基君）

はい、只今の質疑に対して事務局より説明をお願いいたします。

事務局（渡辺広行君）

はい、齋藤委員のご質疑につきまして、3点について回答させていただきます。

まず、1点目の盛土条例関係でございますが、この申請人からのご相談がちょうど1年前、今年の7月頃から相談があったので、1年かけて環境サイドですとか、それは、市だけではなくて県も

含めて、環境サイドと農業サイドの方で審議をして、妥当性があるかどうかというのを検討してきました。その際ですね、1点目の盛土条例と2点目の瓦チップの産業廃棄物か否かというところが関係してきますが、農業サイドの方では、そういった知識不足のところもあるので、環境サイドの方に、まずは市の生活環境課の方に相談をいたしまして、瓦チップを入れていいものかどうかと、そういった盛土条例とか、何か関係する申請内容があるかどうかというのを協議していただいたんですが、やはり市の方もすぐには回答は出せませんで、合同庁舎にあります県西県民センター、また、県庁の方の廃棄物関係の課と合同でいろいろ検討していただきまして、結果としまして、まず土ではないので、盛土条例とか、環境サイドで何か関わる法律的なものはないということでございます。あと、瓦チップの産業廃棄物かどうかということも、やはり産業廃棄物ですと農地に入れられるものではありませんので、そういったところも細かく見ていただいたんですが、実際、坂東市の方から搬入すると、購入して搬入するというのが申請者の内容でしたので、搬入、購入元にも環境サイドの方で先ほど言ったような県の本庁ですとか、県西県民センターのところと、市の生活環境課で現場を見に行っていたら、いろいろな成分ですとか、市場性があるかとか、そういった書類も出していただいて総合的に判断しましたところ、有価物、産業廃棄物ではない有価物として市場性があるもので、入れても問題ないという言い方でしょうかね、積極的に入れるというと、量的なものとか、多いとか疑問符は付くかもしれないんですけども、入れても問題はないという回答はありました。それを踏まえまして、約1年かけてこの4条申請に至ったわけですけども、そういうわけで品物の方の成分ですとか、購入するものについては問題ないというところがございます。

量につきましては、一応面積が2,600㎡ぐらいありまして、高さの方が約1メートル弱、90センチ越えるということで、約2,000㎡入れることになるんですけども、そこは農業サイドの方で私の方から県ですとか、県の本庁に確認しましたが、周辺農地に影響がなければ、問題はないのではないかとということで、このあと、別件でここに農業用施設を建てるということで、行政書士の方が入っておりましたので、行政書士の方に周辺農地の所有者に対して、こういう計画があるけれども、支障はないかとか、問題はないかとか、確認していただいたところ、地権者の方も問題ないということで、総合的に判断して、前例はないですが、県の方でも初めてということですが、問題はないのかなという風な判断をして申請を受けたところがございます。以上です。

議長（会長 中山基君）

はい、只今の質疑いかがですか。

齋藤委員

ついでになんですが、はじめてのことで、県も当然、市も今までこの様なことはないということで、慎重に対応しなければならないと思うんです。これとは関係ないんですけど、市報なんかにも載っていましたが、産廃物が畑とか山とかに野積みされたりとか、そういう迷惑行為の声がたくさん聞かれています。農業委員会としても、こういうのも、法律的に問題なくやっていただければ、それはしょうがないかと思うんですが、この埋立にしても、その後の土を入れて、畑に転換するにしても、農業委員会としても、ちゃんと確認しながら、もし、違法なことをやれば即時ストップさせて事業を中止させる、そういう風なことでやっていかないと、農業委員会が何のため

の農業委員会か、というようなことが問われていくことになると思います。そのところ、しっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

議長（会長 中山基君）

はい、事務局。

事務局（渡辺広行君）

はい、アドバイスの方、ありがとうございます。申請書の方にもですね、量ですとか、1日ダンブ何台入れるですとか、時間としても8時から5時とか、これも申請書の方の計画はいただいておりますので、申請者にはそれに沿ってやっていただいて、逆に朝早く5時くらいから始まっちゃうとか、夜遅く9時、10時までやっているというのは、申請内容と違ってきますので、そういったところは申請内容通りしていただいて、申請内容通りであれば、事務局としても関係機関と調整をして大丈夫ということになっております。申請内容の通り施工の方はするように指導等はしていきたいと思っておりますし、どうしても土ではないですけども、環境部門も関わっていただこうと思っておりますので、環境部門と農地部門の方で適宜、現場の方とか確認させていただいて、申請者の方と計画通り進めていただくように話はしていきたいと思っております。以上です。

議長（会長 中山基君）

はい、他にご質疑ございませんか。

はい、京空委員。

京空委員

埋立なんですが、湿田の場合、過剰に埋立すると、隣の田んぼが隆起、必ずしますよね。その隆起した場合の補償の件は、申請書に盛り込まれているんですか。

議長（会長 中山基君）

はい、只今の質疑に対して事務局お答え願います。

事務局（渡辺広行君）

申請書には、そういった契約ですとか、そこまで細かく内容確認したような内容はありません。先ほど申し上げました、行政書士を通して、周辺農地の方に問題がないかどうかという確認をしているというだけに留まっています。

京空委員

それでは、承諾書ももらっているということですか。

議長（会長 中山基君）

はい、事務局答弁お願いいたします。

事務局（渡辺広行君）

今回の申請書では、そういった承諾書とかは付いておりませんので、もしこの総会の場で承諾書が許可要件として、承諾書もらった方が良いのではないかということであれば、先ほどの行政書士なり、申請者と相談しまして周辺農地の方からいただくとともに、その承諾書の内容も、万が一隆起してしまったら、どうするのかというところを、責任の所在ですとか書いたものを付けるように、書類の方の追加を求めることは可能かと思います。もし、必要でしたら総会の場で、何か提案いただければと思います。

議長（会長 中山基君）

はい、京空委員。

京空委員

はい、実は私、若い頃、下妻市内の建設会社で勤めていまして、サンビーチの前の道路を埋立した経験がありまして、その時に約3畝くらい1mくらい持ち上がってしまいまして、かなり問題になりまして、県と協議しまして、県の方で稲作の補償をしていただいた経験がありますので、ですから、承諾書か何かもらわないで許可すると、後で農業委員会が指摘されるんじゃないかと思うんですよね。その辺どうなのかなと思いました。

議長（会長 中山基君）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

議長（会長 中山基君）

再開いたします。

今、京空委員が以前の結果について不安を持っているということで、今回1年かけて相談しているということで、十分状況の方も精査していると思うし、我々農業委員も初めての経験ですので不安を誰も持っていると思いますので、ここで同意書という形で、もしものことがあった場合には申請者に対応していただくということを一筆書いていただいて、皆さんが了解していただければ、それで同意するということがいかがですか。

はい、栗島委員。

栗島委員

京空委員が言ったことは、間違いないと思います。江村の今、XXXXXXXXXXがあるんですけども、その西側も土盛りしたために、田んぼが持ち上がって、その持ち上がったところは、耕作できないというような現地も見てきました。だから、京空委員が言うことがまともなことですから、同意書が必要だと思います。

議長（会長 中山基君）

はい、ありがとうございます。

それでは、皆様にお諮りいたします。

今回の処理番号1号に対しては、同意書を追加して、それをいただいて承認するという方向で、進めていっていいですか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

はい、他にご質問ありましたら、

はい、飯村委員。

飯村委員

実は、今、話を聞きまして、私の家でもこういうことがありました。私の方でも耕地整備を全部やっておりますが、私の家の田んぼの脇が埋め立てされたんですね、ちょうど道路際でそこに暗きよがあったんです。暗きよが結局潰されちゃったような状況で、やはり、さっき申請者の農地も湿田という形で、私の方も非常に深くて湿田でありました。やはり、今現在、どうしようもないので畑にしているんですが、何も作ってないです。はっきり言って。ただ荒地になっていて、非常に暗きよが潰されちゃって、水の排水で苦労しているところであります。

ですから、自分の経験で、やはり周りの人に迷惑かけないようにやるのが一番良いのではないかと思います。私の意見です。よろしく願いいたします。

議長(会長 中山基君)

はい、ありがとうございます。

他にご質問ありませんか。

なければお諮りいたします。

本案につきましては、処理番号1号につきましては、同意書を添付してということを経験に入れまして、申請の通り処分することに意義ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 中山基君)

この申請者の処理番号1号議案の埋立は、新しい方法で、もしこれが良い結果が出た場合には、今後、水はけとかの問題で、また追認する方が出られると思いますので、事務局の方、農業委員の方もこういう新しい発想の埋立も勉強のために見学させてもらったりして、自分の見識を深めるような形でやっていただければありがたいと思います。

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

なお、本案のうち、処理番号7号につきましては、稲川委員が関係する案件でありますので、一時

退席をお願いいたします。

(稲川広美委員：退席)

議長（会長 中山基君）

はじめに、処理番号7号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、9件の申請であります。

はじめに、処理番号7号についてご説明申し上げます。

10ページ並びに、参考資料の25ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、下妻地内、畑、769㎡、申請理由は、既存の住宅敷地が手狭であるため、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は10ページ、参考資料は、25ページ、26ページをご覧ください。

処理番号7号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号7号：森委員（代理報告）

議案第4号 処理番号7号について代理報告いたします。申請地は、下妻郵便局から南東へ約350mにあり、大部分はきれいに管理されていましたが、一部は駐車スペースとして利用されており、その内容は始末書で確認しました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅及び農業用倉庫へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長 (会長 中山基君)

異議なしと認め、左様決しました。稲川委員の退席を解きます。

(稲川広美委員：再入場・着席)

議長 (会長 中山基君)

他の8件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 (塚越剛君)

戻りまして、8ページ並びに、参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畑、451㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、高道祖地内、登記、畑、現況、雑種地、513㎡、申請理由は、昭和62年10月頃より、隣接する既存資材置場の敷地として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、山尻地内、畑、170㎡、申請理由は、農家住宅の敷地拡張でございます。

9ページ並びに、参考資料の19ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、別府地内、登記、畑、現況、雑種地、330㎡、申請理由は、平成20年4月頃より一部を駐車場として無断転用していた申請地に、始末書添付の上、自己住宅を建築するものでございます。

参考資料の21ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、袋畑地内、畑、996㎡、申請理由は、下妻市工業団地造成事業による耕作地移転に伴い、新たな耕作地に隣接する申請地に農業用倉庫及び駐車場を設けるものでございます。

参考資料の23ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、高道祖地内、畑、909㎡、申請理由は、既存の教習施設が手狭であるため、申請地にヘリコプター教習所を建築するものでございます。

10ページ並びに、参考資料の27ページをお開き願います。

処理番号8号、申請地、高道祖地内、畑、427㎡、申請理由は、建売住宅の建築でございます。

参考資料の29ページをお開き願います。

処理番号9号、申請地、宗道地内、畑、749㎡、申請理由は、既存の資材置場が無いいため、申請地



に資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料は、13ページ、14ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15ページ、16ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、17ページ、18ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は9ページ、参考資料は、19ページ、20ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、21ページ、22ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、転用目的が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。土砂運搬に伴う下妻市の道路一時使用許可を受けております。

参考資料は、23ページ、24ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は10ページ、参考資料は、27ページ、28ページをお開き願います。

処理番号8号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるた

め、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料は、29ページ、30ページをお開き願います。

処理番号9号、立地基準の農地区分につきましては、宗道駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：塚田委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、西原保育園から南西へ約150mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：塚田委員（代理報告）

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約1.4kmにあり、すでに資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場の敷地拡張のため転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：木村委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅の敷地拡張のため、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：柴崎委員

議案第4号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、大形小学校から北へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：京空委員

議案第4号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約500mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農業用倉庫及び駐車場へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：塚田委員

議案第4号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から南西へ約1.3kmにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、ヘリコプター教習所へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：塚田委員（代理報告）

議案第4号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南東へ約550mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号：小島委員

議案第4号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり本店から北へ約150mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自

宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお祈いします。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

11ページ並びに、参考資料の31ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、山尻地内、畑、330㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は11ページ、参考資料は、31ページ、32ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、江連八間土地改良区への施設使用承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号：木村委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、市営 柳原球場から西へ約700mにあり、小麦の作付けがされてきました。6月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

12ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。農地転用許可後に、事業内容、一時転用期間、転用事業者のいずれかに変更が生じた場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。

ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、別府地内、畑、2,967㎡の内750.80㎡、申請理由は、令和3年7月26日付けで許可を受け、事務所兼自己住宅を建築したが、外構計画の一部が変更となったため、転用面積を変更するものでございます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第6号)

処理番号1号：柴崎委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南へ約300mにあり、すでに事務所兼自己住宅が建築されており、その変更内容は申請書類で確認しました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、許可後の事業計画変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

13ページをご覧ください。

議案第7号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、2件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。

ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、皆葉地内、畑、274㎡、現地が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

処理番号2号、願出地、原地内、畑、150㎡、宅地となった土地が約30年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第7号）

処理番号1号：中島委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、大形小学校から南東へ約1.4kmに

あり、山林化していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：小島委員

議案第7号 処理番号2号について報告いたします。願出地は、千代川中学校から南東へ約900mにあり、宅地化していました。6月22日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、宅地化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第8号の別紙をご覧ください。

議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和4年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない農業経営基盤強化促進法による賃借権及び使用貸借権の設定を年3回、行っており、今回は、農用地利用集積計画の6月設定分であります

内容につきましては、富張主幹から説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第8号、令和4年度農用地利用集積計画（案）の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和4年6月設定分でございます。

お手元の議案第8号の資料をご覧ください。

表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画（案）総括表をご覧ください。

表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が39筆、67,155㎡、畑が25筆、36,335㎡、合計64筆、103,490㎡で、貸人は29名、借人は20名、貸借の開始は令和4年7月1日からでございます。表の下段は更新分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が25筆、54,575㎡、畑が15筆、22,985㎡、合計40筆、77,560㎡で、貸人、借人ともに21名、貸借の開始は同じく令和4年7月1日からでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。

表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下10ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。これによりまして、こちらには記載がありませんが、令和4年7月1日からの利用権設定面積は下妻市全体で1,546haとなり、そのうち、認定農業者への集積面積は1,302haとなっております。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。続いて、議案第9号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動点検評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第9号の別紙をお開き願います。

議案第9号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動点検評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務付けられていることから、毎年度、明確な活動目標を定めるとともに、前年度の活動目標を計画どおり達成できたか、点検・評価を行うこととされております。

内容につきましては、海老澤補佐より説明いたさせます。



事務局（海老澤尚子君）

それでは、議案第9号「農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度活動点検評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっておりますことから、本日ご審議いただくものでございます。

1ページをお開きください。はじめに令和3年度の活動点検評価（案）でございます。

1ページは、本市農業の概要及び農業委員会の体制について、でございますので、説明は割愛させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

2ページは、担い手への農地の利用集積・集約化について、でございます。2の「令和3年度の目標及び実績」をご覧ください。②の「集積実績」でございますが、2,533haとなり、下妻市の達成率は102.55%でございます。農業委員及び最適化推進委員の皆さまには、個別相談や地域における集積の推進を実施していただきました。特に、遊休農地や離農者等の農地など、地域で抱えた問題解決のため、農業委員、最適化推進委員が中心となり、地権者の意向確認や担い手との利用調整を図り、集積・集約につなげることができました。また、関係機関と連携し推進を図り、目標の実績が得られております。

3ページは、新たに農業経営を営もうとする者の新規参入の促進でございます。2の「令和3年度の目標及び実績」をご覧ください。令和3年度は、2経営体の新規参入の目標に対しまして、5経営体、面積4haの参入実績が得られました。こちらは、農地取得に関する情報提供や地権者との意向調整を図りながら、農地確保の支援を行ったことが、新規参入に繋がったことから、引き続き、きめ細やかな支援の継続が重要と考えます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

4ページは遊休農地、5ページは違反転用に関する評価となります。

遊休農地の解消につきましては、2の②、解消実績ですが、5.9haの実績で目標が達成されました。今後も農業者の高齢化や後継者不足により遊休農地の増加が予想されますので、日々の農地パトロールを通じ、遊休化の恐れのある農地の早期発見や、令和3年度より開始した貸付制度による担い手とのマッチングなど、発生防止と解消の取り組みを推進してまいります。また、5ページの2の①実績ですが、違反転用につきましても、0.6haの是正がありました。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。

こちらは、農地法等により、その権限に属された事務に関する項目でございます。

1の農地法3条に基づく許可事務については、令和3年度の1年間の処理件数は79件で、うち許可79件、不許可0件でございました。また、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数が83件でございました。

7ページの農地所有適格法人からの報告は、記載の内容のとおり、15法人で、すべての法人から報告書の提出をいただいております。その下の4、情報の提供等につきましては、賃借料の情報を8月に公表し、農地銀行利用者に対しては、期間満了の契約更新時に通知の送付を実施しました。また、農地の権利移動等に対し農地台帳の更新を行いました。

8ページをお開きください。

上段の地域農業者等からの意見等でございますが、特にございませんでした。その下の事務の実施状況の公表等について、ですが、議事録につきましては、総会后速やかに作成し、ホームページで公表するとともに、申し出があれば公表できるように事務局にも備え付けてございます。最後の活動計画の点検・評価の公表に関しましては、例年通りホームページにて公表をいたしました。

以上が令和3年度活動点検評価（案）でございます。

9ページをご覧ください。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）でございます。令和4年度からは、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価することに変更されております。

9ページにつきましては、先ほどの令和3年度活動点検評価と同様で、説明は割愛させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

最適化活動の目標になります。目標設定の方法につきましては、国のガイドラインに従って設定することとなっております。

10ページの(1)農地の集積のうち、②の目標でございますが、こちらは、令和12年度に集積率を66%にする茨城県の目標に準じて算出されております。今年度の新規集積面積の目標は、12haと設定しております。その下、(2)遊休農地の解消につきましては、令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分」の遊休農地24haのうち、条件の悪いものは除外し、今後5年間で解消する目標を設定することとなっております。②の目標のところでのa、下段が今年度の解消目標面積で2.8haとなっております。

11ページの(3)新規参入の促進につきましては、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を目標設定することとなっております。その目標面積については、平成28年度から平成30年度までの各年度の権利移動面積の平均の1割以上を設定することとなっております。本市では、対象年度の権利移動面積の平均が154haであることから、その1割の15.4haが、新規参入者への貸付について、所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積となります。

続きまして、その下の2、最適化活動の活動目標ですが、(1)委員が最適化活動を行う日数目標は、1人当たり、一月当たり10日の目標となっております。(2)活動強化月間の設定目標についてですが、年間3月以上の活動強化月間を設定することとなっております。取組案としまして、7月に意向確認強化月間を設定し、農業者から農地利用の意向把握を実施し、担い手への集積・集約の促進を図る。11月に遊休農地パトロール月間とし、遊休農地のおそれがあるものについて、未然防止を図る。2月に貸付意向把握月間とし、遊休農地などの所有者に対し、貸付希望農地マッチング制度への登録の意向把握及び推進を図る月間として設定するものです。その下の(3)新規参入相談会への参加目標についてですが、県や市が実施する新規参入相談会に、委員のうち1人以上が参加することを目標設定することになりましたので、12月に開催予定の新規参入相談会「新農業人フェア」に委員2人が参加する目標の設定となっております。以上が令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）でございます。以上で説明を終了させていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

それでは、1ページ及び9ページの（案）を削除願います。

続いて、議案第10号、令和4年度全国農業新聞普及推進実施計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第10号の別紙をお開き願います。

議案第10号、令和4年度全国農業新聞普及推進実施計画につきましては、農業委員会の最重点事項として位置付けられている農地利用の最適化の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことになっております。

内容につきましては、富張主幹より説明いたさせます。

事務局（富張陽子君）

それでは、議案第10号、令和4年度全国農業新聞普及推進実施計画につきまして、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次のページの実施計画（案）をご覧ください。

農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号におきまして、農業一般に関する調査及び情報の提供がうたわれており、農業者への情報提供活動につきましては、農業委員会の重要な業務の一つとして位置付けがなされております。農業委員会の最重点事項として位置づけられた農地利用の最適化の推進については、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠でございますので、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、下妻市農業委員会が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことといたします。本市における現状といたしましては、令和4年5月現在の購読部数は56部で、前年同月の56部と比較いたしまして、増減なしとなっております。新規購読部数の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を図ることとし、令和4年11月末時点において、令和4年5月の56部から12部増の68部の達成を目指してまいります。

次のページ、別紙1をお開きください。

こちらは、県内の市町村別普及推進状況となっております。県西枠の一番上が下妻市分となっておりますので、ご確認ください。

次のページ、別紙2をお開きください。

こちらは、下妻市の普及拡大目標についてでございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を掲げ、令和4年11月末時点で68部の確保を目標といたします。

最後のページ、別紙3をお開きください。

本日、普及推進に関する申し合わせ決議といたしまして、下記の3点につきまして、申し合わせ決議をお願いいたします。まず、1点目が、「農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う」でございます。

続きまして、2点目が、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う」でございます。

最後に、3点目としまして、「令和4年11月末までに購読部数68部の達成を目指す」でございます。

以上の3点につきまして、本日決議をいただくとともに、実施計画の承認をいただければと思います。また、本日、配布させていただいた紙袋の中には、全国農業新聞6月17日号の見本紙1部と花柄の手提げ袋が2つ入っておりますので、ご確認ください。手提げ袋の中には、全国農業新聞普及推進のための普及資材と購読申込書が入っております。購読申込書は、2種類ございます。青色のものは、農協口座からの引き落とし承諾のあるものです。緑色のものは、収納代行会社であるリコーリース株式会社が年2回、購読者名義の口座から直接購読料の口座引き落としを行うものであり、農協以外の金融機関でも引き落とし可能となっております。普及推進期間は、11月末までとし、いずれの申込書も農業委員会事務局へお持ちください。

なお、普及資材が不足した場合は、農業委員会事務局にございますのでご連絡ください。コロナ禍での普及推進活動は難しいこととは思いますが、全国農業新聞は農業委員会組織の目線で発行されている新聞であり、農業委員会活動を進めるための大事なツールとなっております。少しでも多くの農業者のみなさまに、全国農業新聞を知っていただくきっかけづくりとして、普及推進グッズをご活用いただき、新規購読者の確保につながればと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

14ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、鎌庭地内、畑、569㎡の内、302.82㎡、届出理由は、基地局のアンテナ取替工事に伴い、仮設資材置場として一時転用したく届出されたものであります。去る5月24日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

15ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回3件の届出でございます、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、下妻地内、2筆、田、合計213㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る、5月31日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、小島地内、畑、1,584㎡。

届出番号3号、届出地、加養地内、田、1,117㎡。

届出番号2号から3号の内容につきましても、届出番号1号と同様であり、同じく受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

16ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、16ページから18ページまで、14件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長(会長 中山基君)

以上を持ちまして、令和4年第6回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後3時35分閉会)

議長 中山 基

---

署名委員 栗原 三郎

---

署名委員 飯岡 勝美

---